

① いじめ対策の組織及び役割表

	組織名及び根拠法等	役割及び構成員
いじめ防止等の対策	○枚方市いじめ問題対策連絡協議会 【所管】市長部局 【根拠法】いじめ防止対策推進法第14条第1項 【旧所管】教育委員会 ※要項設置	【役 割】いじめの防止等に係る機関及び団体の連携強化及び取り組みの推進に関し必要な事項を協議する。 【構成員】市・教育委員会事務局の職員、小・中学校長会 人権・地域福祉に関する団体、関係行政機関
	○枚方市学校いじめ対策審議会 【所管】教育委員会 【根拠法】いじめ防止対策推進法第14条第3項	【役 割】教育委員会の諮問等に応じ、いじめの防止等のための対策を実効的に行うための調査審議を行う。 【構成員】学識経験を有する者、福祉・臨床心理に関する専門的知識を有する者
いじめ重大事態の調査	○枚方市学校いじめ重大事態調査委員会 【所管】教育委員会 【根拠法】いじめ防止対策推進法第28条第1項	【役 割】教育委員会の諮問に応じ、いじめの重大事態に係る事実関係を明確にするための調査審議を行う。 【構成員】学識経験を有する者、臨床心理に関する専門的知識を有する者
	○枚方市いじめ問題再調査委員会 【所管】市長部局 【根拠法】いじめ防止対策推進法第30条第2項	【役 割】市長の諮問に応じ、いじめの重大事態調査の結果について調査審議を行う。 【構成員】学識経験を有する者、福祉・臨床心理等に関する専門的知識を有する者

※その他、小中学校には、学校におけるいじめ防止等の対策を実効的に行うとともに、いじめ重大事態の調査を行うための「校内いじめ防止対策委員会」が組織されています（各学校の「学校いじめ防止基本方針」において設置。構成員：複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者）。

②いじめ対策組織体制図

枚方市の総合的ないじめ対策体制

